

小松市建設工事の下請負発注に関する留意事項

小松市と建設工事請負契約を締結しようとする業者の方は、建設業法はじめ関係法令を遵守するとともに、とくに下請負に関して次の事項に留意し、公共工事の施工体制の適正化と、市内建設業の健全な発展に努めてください。

1. 小松市建設工事標準請負契約約款第7条関連

(1) 社会保険等未加入建設業者との下請負契約（一次下請負契約）締結の禁止

平成31年4月1日以降に契約する全ての市発注工事について、受注者が社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。

(2) 市内業者の優先活用

本市の入札は、地域経済の活性化に配慮し基本的に市内業者を対象に発注するようにしています。よって元請業者としてその一部を下請負させる場合は、市内業者の活用を責務と受けとめ、これに努めてください。

下請負に市外業者を選定した場合は、工事下請届の提出と同時に「下請負人選定理由書」を提出して下さい。（第7条第7項に義務付け明記）

工事材料に係る納入契約を締結する場合は、当該契約の相手方は小松市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は小松市産とするよう努めてください。

建設機械を使用する場合は、小松市内に工場等を有する企業が製造する建設機械を使用するよう努めてください。

2. 一括下請負の禁止

建設業法第22条に規定するとおり禁止します。

3. 指名停止中の業者への下請負の禁止

小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領第8条に規定するとおり禁止します。

4. 当該工事の上位格付業者への下請負の原則禁止

いわゆる「上請け」は丸投げにつながりやすいため、的確な排除通達ができています。

小松市では、①元請業者の登録異工種 ②登録工種の一部で他社技術が必要なもの ③関連工事で止むを得ないもの ④その他特別な理由があるもの等を除いて禁止します。

5. 工事下請届の提出義務

① 工事下請届はすべての下請毎に着工前に必ず提出してください。

② 金額の多少によらず締結しなければならない下請負契約を証する注文書及び請書の写しを添付してください。

③ 監督員の指示があるときは、請負金額にかかわらず施工体系図を提出してください。

④ 下請負を発注しない場合でも「下請なし」を明記し、必ず提出してください。

6. 実際の現場体制と相違があったときには、監督指導のうえ工事成績評定するとともに、相応の措置を講じる場合があります。

令和元年5月1日

小松市行政管理部管財総務課
小松市行政管理部技術監理センター